別紙1

**平成30年度愛媛県計画に関する**

**事後評価**

**令和4年11月**

**愛媛県**

**1.事後評価のプロセス**

**（1）「事後評価の方法」の実行の有無**

　事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

|  |
| --- |
| ■　行った　□　行わなかった　（行わなかった場合、その理由）　・令和4年10月31日愛媛地域医療構想推進戦略会議において協議 |

**（2）審議会等で指摘された主な内容**

　事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

|  |
| --- |
| 審議会等で指摘された主な内容 |

**2.目標の達成状況**

平成30年度愛媛県計画に規定する目標を再掲し、令和3年度終了時における目標の達成状況について記載。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **1.愛媛県の医療と介護の総合的な確保に関する目標**地域医療介護総合確保基金の対象事業（※1）については、地域医療構想に基づき医師会等関係団体や医療機関から提案された事業を「全県事業」と「医療圏事業」に区分し、「医療圏事業」は各圏域ごとに設けられた「調整会議」において事業を精査したのち、「全県事業」と併せて「推進戦略会議」に諮り、課題解決に効果的な事業を優先して取り組むとともに、医療と介護の総合的な確保を図ることとする。※　地域医療介護総合確保基金の対象事業①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携）②居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療・介護サービスの充実）③介護施設等の整備に関する事業④医療従事者の確保に関する事業（医療従事者等の確保・養成）⑤介護事業者の確保に関する事業**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**　　　病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 1,326床 |
| 急性期 | 4,724床 |
| 回復期 | 4,893床 |
| 慢性期 | 3,879床 |

**実施事業**・病床機能分化連携基盤整備事業・ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤整備事業・院内助産所・助産師外来の施設・設備整備・医科歯科連携推進事業（機能分化のための歯科衛生士確保事業）・病床機能分化医療スタッフ確保事業**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅医療連携の拠点や相談窓口となる施設の運営、在宅歯科医療に必要な設備の整備、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 各圏域1以上 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 各圏域15以上 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 各圏域10以上 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 各圏域50以上 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 各圏域1以上 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 各圏域5以上 |

**実施事業**・在宅医療普及推進事業・在宅医療連携体制構築事業・在宅歯科医療連携室整備事業・在宅歯科診療設備整備事業・薬剤師支援事業（在宅医療支援薬剤師等普及事業）・看護師等育成強化事業（訪問看護推進事業）**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師養成施設の整備、運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。　**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 27人以上 |
| ・産科医及び産婦人科医の数(人口10万対) | 9.2人以上 |
| ・小児科医療に係る病院勤務医数 | 100.3人以上 |
| ・小児科標榜診療所に勤務する医師数 | 234.4以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 各圏域5以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 各圏域1以上 |

**実施事業**・医師育成キャリア支援事業・医師確保推進対策事業（女性医等就労支援事業）・救急医療対策事業・小児救急医療電話相談事業・医科歯科連携推進事業（歯科医療従事者等人材養成事業）・医療勤務環境改善支援センター運営事業・看護師等研修事業・看護師等支援事業・看護師等育成強化事業（摂食・嚥下障害看護力強化事業）・保健師等指導事業費・看護師等養成所施設整備事業・看護師等養成所運営費補助金・院内保育事業運営費補助金・薬剤師支援事業（薬剤師確保事業）・産科医等確保支援事業・周産期医療対策強化事業**2.計画期間**　　平成30年4月1日～令和8年3月31日 |
| **□愛媛県全体（達成状況）****1）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**　**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 1,206床(事業実施により前年度+13床) |
| 急性期 | 8,538床(事業実施により前年度-44床) |
| 回復期 | 2,804床(事業実施により前年度-114床) |
| 慢性期 | 4,727床(事業実施により前年度+23床) |

（病床数は令和3年7月1日時点）**②　居宅等における医療の提供に関する目標**　**【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 各圏域1以上 | → | 5圏域達成(県合計27) |
| ・在宅療養支援診療所数 | 各圏域15以上 | → | 5圏域達成(県合計206) |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 各圏域10以上 | → | 4圏域達成 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 各圏域50以上 | → | 5圏域達成(県合計590) |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 各圏域1以上 | → | 6圏域達成(県合計27) |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 各圏域5以上 | → | 6圏域達成(県合計161) |

　　　（令和4年4月1日時点）**④　医療従事者の確保に関する目標**　**【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 27人以上 | → | 22人(R4) |
| ・産科医及び産婦人科医の数(人口10万対) | 9.2人以上 | → | 8.9人(R2) |
| ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 | 348.3人以上 | → | 198人(R2) |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 各圏域5以上 | → | 4圏域達成(県合計54)(R4) |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 各圏域1以上 | → | 5圏域達成(県合計16)(R4) |

**2）見解**病床機能分化連携基盤整備については、大きな規模ではないが、地域医療構想の目標年次に向けて、着実に転換が進んでいる。在宅療養支援の環境は徐々に整いつつあり、在宅医療にかかわる施設数は増えつつあるが、地域偏在も見られるほか、医療機関相互の連携も不十分。進捗には地域差があり、目標に達する圏域が増えているが、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、ＱＯＬ向上を重視した医療への期待の高まりを踏まえ、今後も継続して取り組んでいく必要がある。医療従事者の確保については、大都市圏に医師が集中する流れが変わっておらず、勤務環境整備、離職防止・復職対策や救急・周産期医療支援体制の整備等の各種対策を行うも、特定の診療科目の医師確保が思うように進まず、医師の高齢化の進展等も加わり、医師の地域偏在も顕著化された。**3）改善の方向性**病床機能分化連携基盤整備事業については、平成29年度に改定された第7次愛媛県地域保健医療計画の中に2025年時点の必要病床数が示され、また公立・公的病院の改革プランも29年度中に出揃い、公立病院経営強化プランの策定も進められていることから、今後圏域の中で議論が進んでいくものと思われる。新型コロナ等の影響により、これまで協議を行ってきた医療機関の整備計画に遅れが生じているが、宇摩圏域における医療機関の統合に係る施設整備や、他圏域における病床削減や機能転換に伴う施設整備等、各圏域で地域の実情に応じた医療提供体制の確保に向け、今後も、地域医療構想調整会議での議論を進め、確保した基金や国の病床機能再編支援補助金等も活用しながら、目標達成を図る。在宅医療については、目標に達する圏域が増えているが、更に地域に根差した活動を着実に進め、その裾野を広げる必要があることから、ニーズの高まりに応え得る在宅医療提供体制構築のため、基金を活用して関係機関による協議会設置や在宅医療確保のための課題の抽出や対応策の検討を行っていくことにより、目標達成を図る。医療従事者確保については、定量的な目標に設定していた産科医師や小児科医療に係る医師数が目標に届いておらず、更に医師確保を進めることとしている。地域枠医師や自治医科大学卒業医師の確保をはじめ、県独自の奨学金制度やドクターバンク事業等を実施するほか、医師不足病院への支援、若手医師や医学生のキャリア形成支援の強化、県外医学生への卒後Ｕターンを促進する活動、人材育成手法の検討と確立等により目標達成を図る。**4）目標の継続状況**　　　■　令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　□　令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**宇摩圏域****1.宇摩圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**宇摩圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足する医療機能の充実や医療機関の連携強化、在宅医療の提供体制の充実、医療従事者の育成等が挙げられている。**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減・転換等を伴う施設・設備整備やそれを推進する医療スタッフの確保・配置ＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 51床 |
| 急性期 | 317床 |
| 回復期 | 294床 |
| 慢性期 | 217床 |

**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 |

**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師養成施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・小児科医療に係る病院勤務医数 | 4.0人以上 |
| ・小児科標榜診療所に勤務する医師数 | 17.5人以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 |

**2.計画期間**平成30年4月1日～令和6年3月31日 |
| **□宇摩圏域（達成状況）****1）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 70床(目標との差+19床) |
| 急性期 | 348床(目標との差+31床) |
| 回復期 | 146床(目標との差-148床) |
| 慢性期 | 313床(目標との差+96床) |

（病床数は令和3年7月1日時点）**②　居宅等における医療の提供に関する目標**　**【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 | → | 0機関 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 | → | 6機関 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 | → | 9機関 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 | → | 33か所 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 | → | 2機関 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 | → | 6機関 |

　　　（令和4年4月1日時点）　**④　医療従事者の確保に関する目標** **【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 | 21.6人以上 | → | 7人(R2) |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関以上 | → | 2機関(R4) |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 | → | 0機関(R4) |

**2）見解**病床機能強化とＩＣＴの活用により病床転換が進んだほか、医療従事者の離職防止・復職対策や、在宅医療に関する専門知識習得のための講習会等の実施により、地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、医師確保については現状を維持するという最低限の成果のみで、医師数の増加までには結びついていない。**3）改善の方向性**医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**4）目標の継続状況**　　　■　令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　□　令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。■**新居浜・西条圏域****1.新居浜・西条圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**新居浜・西条圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足している病床機能の充実、医科歯科連携の強化、医療従事者の確保、地域定着等が挙げられている。**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**助産師外来設置に伴う設備整備や病床の削減・転換等を推進する医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 196床 |
| 急性期 | 826床 |
| 回復期 | 677床 |
| 慢性期 | 648床 |

**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 |

**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師養成施設の整備、運営支援、医療従事者の職場環境の整備等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。　**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・小児科医療に係る病院勤務医数 | 14.7人以上 |
| ・小児科標榜診療所に勤務する医師数 | 40.3人以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 |

**2.計画期間**平成30年4月1日～令和8年3月31日**□新居浜・西条圏域（達成状況）****1）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**　**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 44床(目標との差-152床) |
| 急性期 | 1,537床(目標との差+711床) |
| 回復期 | 455床(目標との差-222床) |
| 慢性期 | 733床(目標との差+85床) |

（病床数は令和3年7月1日時点）**②　居宅等における医療の提供に関する目標** **【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 | → | 2機関 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 | → | 22機関 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 | → | 20機関 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 | → | 85か所 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 | → | 5機関 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 | → | 19機関 |

　　　（令和4年4月1日時点）**④　医療従事者の確保に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 | 56.2人以上 | → | 23人(R2) |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関以上 | → | 11機関(R4) |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 | → | 1機関(R4) |

**2）見解**在宅医療体制は徐々に体制が充実してきており、医療従事者の確保については、離職防止・復職対策により地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、依然厳しい状態であり、引き続き取り組んでいく必要がある。**3）改善の方向性**医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**4）目標の継続状況**　　　■　令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　□　令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。■**今治圏域****1.今治圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**今治圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足している病床機能の充実、関係機関相互の連携体制の強化、救急医療体制の維持・確保、医療従事者養成・確保対策の充実等が挙げられている。**①　地域医療構想の達成に向けた療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やそれを推進する医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 119床 |
| 急性期 | 682床 |
| 回復期 | 708床 |
| 慢性期 | 430床 |

**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】** |
|

|  |  |
| --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 |

**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師養成施設の建替支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。　**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 5人以上 |
| ・小児科医療に係る病院勤務医数 | 9.5人以上 |
| ・小児科標榜診療所に勤務する医師数 | 24.1人以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 |

**2.計画期間**平成30年4月1日～令和8年3月31日 |
| **□今治圏域（達成状況）****1）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 26床(目標との差-93床) |
| 急性期 | 1,215床(目標との差+533床) |
| 回復期 | 291床(目標との差-417床) |
| 慢性期 | 489床(目標との差+59床) |

（病床数は令和3年7月1日時点）**②　居宅等における医療の提供に関する目標** **【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 | → | 4機関 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 | → | 16機関 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 | → | 16機関 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 | → | 69か所 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 | → | 2機関 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 | → | 13機関 |

　　　（令和4年4月1日時点）**④　医療従事者の確保に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 5人以上 | → | 2人(R4) |
| ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 | 33.6人以上 | → | 20人(R2) |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関以上 | → | 6機関(R4) |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 | → | 1機関(R4) |

**2）見解**地域医療連携体制促進事業（連携室運営）及び病床機能分化医療スタッフ配置事業（地域医療体制確保医師派遣事業）により、限られた医療人材を有効活用し、病診連携と救急医療体制の安定化が図られた。また、在宅医療体制は徐々に体制が充実してきている。医療従事者の確保は、離職防止・復職対策により地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、継続して確保に取り組む必要がある。**3）改善の方向性**医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**4）目標の継続状況**　　　■　令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　□　令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**松山圏域****1.松山圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**　　　　松山圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、郡市歯科医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足している病床機能の充実、医療機関相互の役割分担や連携の推進、在宅医療の普及、医療従事者の確保・養成と地域定着等が挙げられている。　**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設整備やそれを推進する医療スタッフの確保・配置、ＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 781床 |
| 急性期 | 1,995床 |
| 回復期 | 2,067床 |
| 慢性期 | 1,836床 |

**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅医療連携の拠点や相談窓口となる施設の運営、在宅歯科医療に必要な設備の整備、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 |

**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師養成施設の整備、運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。　**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 24人以上 |
| ・小児科医療に係る病院勤務医数 | 60.0人以上 |
| ・小児科標榜診療所に勤務する医師数 | 80.2人以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 |

**2.計画期間**平成30年4月1日～令和8年3月31日 |
| **□松山圏域（達成状況）****1）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 1,036床(目標との差+255床) |
| 急性期 | 3,534床(目標との差+1,539床) |
| 回復期 | 1,369床(目標との差-698床) |
| 慢性期 | 2,279床(目標との差+443床) |

（病床数は令和3年7月1日時点）**②　居宅等における医療の提供に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 | → | 17機関 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 | → | 112機関 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 | → | 76機関 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 | → | 289か所 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 | → | 13機関 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 | → | 78機関 |

　　　（令和4年4月1日時点）**④　医療従事者の確保に関する目標** **【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 24人以上 | → | 4人(R4) |
| ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 | 151.7人以上 | → | 122人(R2) |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関上 | → | 25機関(R4) |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 | → | 11機関(R4) |

**2）見解**病床機能分化医療スタッフ配置事業により、限られた医療人材を有効活用し、救急医療体制の安定化が図られ、病床機能が強化された。また、在宅医療体制は支援病院数が増加するなど、一定の体制整備が充実してきている。医療従事者の確保は、医療従事者の離職防止・復職対策により、地域医療に携わる人材の確保が促進された。さらに、二次救急における精神科疾患を併せ持つ患者の対応について、救急対応時間外における医療機関からの患者受入・相談体制を構築し、医療機関の負担軽減が図られた。計画は概ね順調に推移していると思われる。**3）改善の方向性**医療従事者の確保については、小児科医療に係る医療施設従事医師数の目標値に近づいてはいるものの、人口規模の大きい圏域であるという特色によるものと思われ、今後、不足している各圏域への派遣の必要性も鑑み、引き続き、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**4）目標の継続状況**　　　■　令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　□　令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**八幡浜・大洲圏域****1.八幡浜・大洲圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**八幡浜・大洲圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題として、不足する医療機能の充実、医療機関の連携体制の整備、在宅医療推進のための連携体制の構築、医療従事者の確保、救急医療体制を維持するための人材確保等が挙げられている。　**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やそれを推進する医療スタッフの確保・配置、ＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 59床 |
| 急性期 | 486床 |
| 回復期 | 693床 |
| 慢性期 | 443床 |

**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 |

**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、院内保育施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 32人以上 |
| ・小児科医療に係る病院勤務医数 | 2.5人以上 |
| ・小児科標榜診療所に勤務する医師数 | 44.4人以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 |

**2.計画期間**平成30年4月1日～令和8年3月31日 |
| **□八幡浜・大洲圏域（達成状況）****1）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 0床(目標との差-59床) |
| 急性期 | 900床(目標との差+414床) |
| 回復期 | 266床(目標との差-427床) |
| 慢性期 | 485床(目標との差+42床) |

（病床数は令和3年7月1日時点）**②　居宅等における医療の提供に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 | → | 2機関 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 | → | 32機関 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 | → | 5機関 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 | → | 68か所 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 | → | 2機関 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 | → | 28機関 |

　　　（令和4年4月1日時点）**④　医療従事者の確保に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 32人以上 | → | 9人(R4) |
| ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 | 46.9人以上 | → | 13人(R2) |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 5機関以上 | → | 7機関(R4) |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 1機関以上 | → | 1機関(R4) |

**2）見解**ＩＣＴ地域医療ネットワークの基盤整備を行ったほか、救急医療体制の安定化が図られ、病床機能が強化された。さらに、病床機能分化医療スタッフ配置事業や医科歯科連携歯科衛生士配置事業により限られた医療人材を有効活用し、病診連携と救急医療体制の安定化、在宅医療への移行促進が図られた。、在宅医療体制は支援病院数が増加するなど、一定の体制整備が充実してきている。**3）改善の方向性**医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**4）目標の継続状況**　　　■　令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　□　令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**宇和島圏域****1.宇和島圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**宇和島圏域では、地元保健所が調整役となり、各市町、郡市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び地域医療構想調整会議を開催した結果、地域の課題は、医療機関相互の役割分担・連携強化、救急医療体制の維持・確保、小児・周産期医療に係る医師不足、在宅医療を担う人材の育成等となっている。　**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和7年度に必要となる医療機能ごとの病床数

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 120床 |
| 急性期 | 418床 |
| 回復期 | 454床 |
| 慢性期 | 305床 |

**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 |

**④　医療従事者の確保に関する目標** 　　　救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、院内保育施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。**【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 23人以上 |
| ・小児科医療に係る病院勤務医数 | 9.6人以上 |
| ・小児科標榜診療所に勤務する医師数 | 27.9人以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 1機関以上 |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 5機関以上 |

**2.計画期間**平成30年4月1日～令和8年3月31日 |
| **□宇和島圏域（達成状況）****1）目標の達成状況**　**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |
| --- | --- |
| 高度急性期 | 30床(目標との差-90床) |
| 急性期 | 1,004床(目標との差+586床) |
| 回復期 | 277床(目標との差-177床) |
| 慢性期 | 428床(目標との差+123床) |

（病床数は令和3年7月1日時点）**②　居宅等における医療の提供に関する目標**　**【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・在宅療養支援病院数 | 1機関以上 | → | 2機関 |
| ・在宅療養支援診療所数 | 15機関以上 | → | 18機関 |
| ・在宅療養支援歯科診療所数 | 10機関以上 | → | 11機関 |
| ・訪問薬剤指導を実施する薬局数 | 50か所以上 | → | 41か所 |
| ・在宅看取りを実施している病院数 | 1機関以上 | → | 3機関 |
| ・在宅看取りを実施している診療所数 | 5機関以上 | → | 17機関 |

　　　（令和4年4月1日時点）**④　医療従事者の確保に関する目標****【定量的な目標値】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ・へき地診療所の医師数 | 23人以上 | → | 6人(R4) |
| ・小児科医療に係る医療施設従事医師数 | 39.5人以上 | → | 13人(R2) |
| ・退院調整支援担当者を設置している病院数 | 1機関以上 | → | 3機関(R4) |
| ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数 | 5機関以上 | → | 2機関(R4) |

**2）見解**病床機能分化医療スタッフ配置事業により、限られた医療人材を有効活用し、救急医療体制の安定化が図られ、病床機能が強化された。また、在宅医療普及推進事業により、在宅医療への移行促進が図られてはいるものの、医療従事者の不足等により在宅医療を支援する医療機関数は伸び悩んでいるため、引き続き確保に努める必要がある。医療従事者の確保は、離職防止・復職対策により地域医療に携わる人材の確保が促進されているが、引き続き確保を進めていく必要がある。**3）改善の方向性**医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については、今後も厳しい状況が続くことが予想されるが、医師確保計画を基に医師確保を進め、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**4）目標の継続状況**　　　■　令和4年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　□　令和4年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |

**3.事業の実施状況**

平成30年度愛媛県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況を記載。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | 2　居宅等における医療の提供に関する事業 |
| 事業名 | 30年度 【№7（医療分）】在宅医療連携体制構築事業 | 【総事業費（計画期間の総額）】60,243千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全圏域 |
| 事業の実施主体 | 郡市医師会、医療機関、県歯科医師会 |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和2年3月31日□継続　／　☑終了 |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 　高齢者が増加の一途をたどっているにもかかわらず、住み慣れた地域や自宅で生活し続けたいという住民のニーズに応える体制は十分とは言えない現状であることから、地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の充実・強化を図る必要がある。さらに地域住民の在宅医療への理解を得ることで、適切な医療の提供、受診に繋げる必要がある。 |
| アウトカム指標：在宅等での死亡割合の増加（H29：25.2％→R元：25.7％）（0.5％増）） |
| 事業の内容（当初計画） | 在宅医療に携わる他職種の支援、情報の集約等の機能を備えた在宅医療連携拠点や、特別な支援を要する者に対して治療を行うことのできるシステムの拠点となる在宅歯科医療支援センターの運営に対する補助 |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 地域の連携体制の強化に取り組む医療機関数（目標：2機関） |
| アウトプット指標（達成値） | 　在宅医療連携拠点補助施設数（3施設） |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：在宅等での死亡割合の増加　→確認できた（R3実績：26.8％（3.2％減）） |
| （1）事業の有効性医療従事者を対象とした研修会の開催、がんや難病の在宅患者など具体的に分野を絞り込んだ症例検討会の実施など、質の向上や在宅医療を支える多職種の連携を支援するとともに、地域の歯科診療所ではなかなか対応が難しい在宅療養患者の歯科治療を提供する体制を整備するなど、地域での継続的な在宅医療の提供体制の構築に成果があったものと考えている。（2）事業の効率性事業実施主体は、医師会や地域での拠点となる医療機関であり、本事業の実施により各地域での在宅医療関係者の連携の中核となる人材が育成されることから、最小限の財政支援で各地域の他の事業者や医療機関等にも効果が波及するものと考えている。 |
| その他 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | 4　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 30年度 【№12（医療分）】医師育成キャリア支援事業 | 【総事業費（計画期間の総額）】240,879千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全圏域 |
| 事業の実施主体 | 県 |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和6年3月31日□継続　／　☑終了 |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 医師の地域間・診療科間の偏在や医師の高齢化により、地域医療に必要な医師が不足しており、医師の確保及び若手医師の県内定着が急務となっている。 |
| アウトカム指標： 人口10万人当たり医療施設従事者数の増加（271.4［H30］→275.9［R2］） |
| 事業の内容（当初計画） | 地域医療支援センターの運営により、若手医師や医学生のキャリア形成支援をはじめ、医師不足病院への支援などを行う。また、県内外の医学生のネットワークづくりによる卒後Uターンを促進し、若手医師の県内定着を図るほか、地域の実情に応じた連携体制の構築や人材育成手法の検討を行う。 |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ・医師派遣・あっせん数（R2年度目標：91名）・キャリア形成プログラムの作成数（R2目標：25プログラム）・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合（目標：100％） |
| アウトプット指標（達成値） | ・医師派遣・あっせん数（Ｒ3実績：69人）・キャリア形成プログラムの作成数（Ｒ3実績：26プログラム）・地域枠卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合（Ｒ3実績：100％） |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：人口10万人当たり医療施設従事者数の増加　→確認できた（［Ｒ2］276.7人） |
| 1. 事業の有効性

今後、地域枠医学生は約200名程度を養成することになっており、医師不足・医師の偏在が著しい本県にとっては有効性が高い事業となっている。1. 事業の効率性

地域医療支援センターには、専任医師2名、専従職員4名を置くこととしており、現場起点でキャリアプログラムの作成、医師不足地域への医師派遣等が検討でき効率的に事業実施ができた。 |
| その他 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | 4　医療従事者の確保に関する事業 |
| 事業名 | 30年度 【№23（医療分）】看護師等養成所運営費補助金 | 【総事業費（計画期間の総額）】123,873千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全圏域 |
| 事業の実施主体 | 県 |
| 事業の期間 | 平成30年4月1日～令和4年3月31日□継続　／　☑終了 |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 看護職員は依然として不足が見込まれ、新規確保を図る必要があることから、看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営継続のためには運営費に対する補助が必要。 |
| アウトカム指標：卒業者に占める県内就業率の増加（H29:75.1％→R2:75.5％） |
| 事業の内容（当初計画） | ・依然として不足が見込まれる看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営に対する補助を行い、県内における看護職員の新規確保及び質の高い医療の提供を図る。・看護師等養成所の運営に必要な次の経費を支援。・教員経費　・事務職員経費　・生徒経費　・研修経費　　等 |
| アウトプット指標（当初の目標値） | 補助施設数（8カ所） |
| アウトプット指標（達成値） | 補助施設数（Ｒ3実績：8カ所） |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：①県内看護師養成学校等の卒業生のうち、看護職として就職した者の増加　確認できなかった（Ｒ3実績：88.7％）②卒業者に占める県内就業率の増加　確認できた（Ｒ3実績:79.1％） |
| （1）事業の有効性本事業の実施により、当該養成所における質の高い看護教育の提供が行えたと考える。（2）事業の効率性看護職員の新規確保の根幹的な役割を果たす看護師等養成所の運営に対する補助を行うことが、より質の高い看護教育の提供に繋がり、県内における看護職員の新規確保及び質の高い医療の提供が行える。 |
| その他 |  |